

## 平成29年11月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月24日〔金曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力
//	2番	中村 正幸
//	3番	深田 広文
//	5番	羽生 友保
//	6番	古田 洋美
//	7番	鮫島 繁樹
//	9番	牛越 紀幸
//	10番	坂本 江里子
//	11番	岩本 延男
//	12番	河本 アツミ
//	13番	石寺 政和
//	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 あっせんについて

議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



## ○局長

おはようございます。定刻になりましたので、11月の定例総会を開会いたします。  
会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

## ○会長

皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、出席をいただき真にありがとうございます。  
さて、朝、晩の冷え込みが厳しくなる中、農家では収穫の時季を迎えておりますが特に、さとうきびについては、台風等の影響で昨年に比べ収量や糖度が見込めず厳しい状況のようです。本市の農業振興に寄与する立場の農業委員会としても、農家の声を聞きながら農家の安定した経営に繋がるよう支援してまいりたいと思います。

また、これからの農業委員会の活動としましては、農業者年金加入推進活動や意向調査等に向けて忙しくなりますが、皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

## ○議長

それでは、ただいまから11月の定例総会を開会いたします。

はじめに日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。議事録署名委員には12番の河本委員と13番石寺委員を指名いたします。

以上で日程第1を終了いたします。

## ○議長

続きまして、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は1ページです。今月は賃借権設定2件の申請がありました。

1番です。住吉形之山地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積1,326平米を賃貸借により3年間借り受けるものです。

2番です。国上野木平地区です。台帳現況地目畑の5筆で、合計面積5,631平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

以上、本件1番から2番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

## ○議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。

続きまして担当委員の報告をお願いします。

## ○3番委員

3番です。整理番号1番について、11月18日に聞き取り調査及び現地調査を行いましたので報告いたします。借人はスナップエンドウを中心に経営する新規就農者で兼業農家です。申請地は住吉形之山地区にありまして、自分の耕作地に隣接した畑です。貸人には電話で確認しております。非常にやる気のある若者で期待をしているところでございます。双方確認の結果、申請どおり何ら問題はないと考えております。

## ○8番委員

8番です。整理番号2番について説明をいたします。22日に双方立会いの下、現地にて確認しました。借人は、安納芋を中心として頑張っている専業農家であります。貸人は、高齢で経営の縮小を考えているとのことです。双方確認の結果、申請どおり何ら問題はないと考えております。以上で報告を終わります。

## ○議長

はい、ありがとうございました。ただいま議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いをいたします。

○2 番委員

2番です。整理番号2について、賃借料が面積の割に安いように思うのですが何か理由があるのでしょうか。

○8 番委員

はい、お答えします。農地の現状として、少しく配があるという事で、いろいろ考慮した上で、賃借料についてはお互い納得しております。

○議長

他に。無いようですので採決をいたします。議案第1号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。  
資料は2ページをお開き下さい。

1番です。申請地は古田村之町地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積813平米であります。申請理由としましては、譲受人は現在親と同居中で手狭であるため、分家して自己用の住居及び農業用倉庫を建築したいとのことです。土地の条件は、農振農用地区域外であり、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。周辺は山林と道路がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。また、融資証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われま

す。2番です。申請地は下西鞍勇地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積499平米であります。申請理由としましては、譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、親から土地を譲り受けて自己用の住居を建築したいとのことです。土地の条件は、農振農用地区域外であり、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。周辺は自己所有の畑と宅地、道路がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。また、融資証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われま

す。以上で説明を終わります。委員の皆さまのご審議よろしくお願

○議長

い、ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。これについては、一昨日現地調査が行われております。それでは調査委員長の報告をよろしくお願

○5 番委員

いします。5番です。一昨日、現地調査を行いました。事務局より徳永次長、内田さん、6番委員、担当農業委員、担当推進委員立会いの下、実施いたしました。まず、整理番号1番ですが申請地は、古田村之町の農地で自己用の住宅と農業用倉庫を建てたいとのことです。スライドを見ていただきたいのですが、道路沿いで周りには自己所有の畑等もあり周辺に迷惑はかからないと思います。そういうことで許可相当であると意見が一致したところでござ

います。次に整理番号2番についてですが申請地は、下西鞍勇地区の土地で親から土地を譲り受け自

己用の住宅を建てたいとのこと。事務局の説明どおり周囲への影響もないようですので転用を許可しても良いのではという意見の一致をみました。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。続きまして担当委員の報告をお願いします。

○11 番委員

11 番です。申請者は、若い後継者で地域としても若者が地元の家を建てるという事は大変歓迎するところであり、なんら問題はないと考えますのでよろしくをお願いします。

○13 番委員

13 番です。整理番号 2 番について報告します。事務局及び調査委員長の報告のとおり間違いありません。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま議案第 2 号について、事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

はい、無いようですので採決をいたします。議案第 2 号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定をいたします。

○議長

続きまして議案第 3 号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第 3 号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は 3 ページです。

1 番です。榕城小牧地区です。台帳地目は畑ですが、昭和 50 年頃から耕作せず、現在雑種地となっています。平成 29 年 2 月頃に人為的に手を加えてしまったため、顛末書及び 2 農家からの手を加える前から荒地地であったことの実事確認書を添付して申請しております。交付基準 3 (イ) に基づいた申請です。

2 番です。中割十六番地区です。台帳地目は畑ですが、平成 10 年 11 月 15 日頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準 1 (イ) に基づいた申請です。

3 番です。下西池野地区です。台帳地目は畑ですが、昭和 50 年頃から耕作せず、現在雑種地となっています。交付基準 2 に基づいた申請です。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。これにつきましても一昨日、現地調査が行われております。それでは調査委員長の報告をお願いします。

○5 番委員

はい、5 番です。非農地証明願いについても、一昨日調査をいたしましたのでご報告いたします。整理番号 1 番から 3 番についてですが、事務局及びスライドのとおり何年も耕作せず道路等として使用しているので非農地として認めても良いのではないかという意見の一致をみました。

○議長

はい、ありがとうございました。続いて担当委員の報告をお願いします。

○5 番委員

はい、5 番です。番号 1 番ですが、申請地は榕城小牧地区でございます。昭和 50 年頃から耕作しておらず、交付基準 3 (イ) に該当しますので問題はないと思います。

○11 番委員

はい、11 番です。整理番号 2 番について報告いたします。申請地は現在、スライドのとおり山林です。交付基準 1 の（イ）に基づく申請という事で何ら問題はないと思います。

○13 番委員

はい、13 番です。申請地は、昭和 50 年頃から耕作せず現在は、通路となっており、申請人は福岡在住の土地持ち非農家です。何ら問題はないと思います。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局、調査委員長並びに担当委員のほうから説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、それでは無いようですので採決をいたします。議案第 3 号「非農地証明願いについて」非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第 3 号「非農地証明願いについて」は、非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして、議案第 4 号「あっせんについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第 4 号「あっせんについて」です。資料は 4 ページです。

4 ページ上段「売りたい」の申し出です。場所は国上湊地区です。現在さとうきびを作付しているとのことです。あっせん委員につきましては、12 番河本委員と、8 番日笠山委員をお願いいたします。

4 ページ下段「売りたい」の申し出です。場所は国上野木平地区です。5 筆となっておりますが、現況は 3 枚です。あっせん委員につきましては、8 番日笠山委員と 12 番河本委員をお願いいたします。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました。今月は「売りたい」の申し出が 2 件ありました。これについて皆さんの方から何か質疑がありますか。無いようですので、あっせん委員になられた方は大変ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長

続きまして、議案第 5 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第 5 号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

まず始めに、利用権の設定を説明いたします。1 - 1 ページをお開き下さい。

1 段目です。期間が平成 30 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日の 2 年間、地目畑、面積 16,000 平米、うち更新分 16,000 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 人です。

2 段目です。期間が平成 29 年 12 月 1 日から平成 34 年 11 月 30 日の 5 年間、地目畑、面積 3,600 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 2 人です。

3 段目です。期間が平成 29 年 12 月 1 日から平成 39 年 11 月 30 日の 10 年間、地目田、面積 748 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 人です。

内訳については 1 - 2 ページを、詳細については 1 - 3 ページから 1 - 7 ページをご覧ください。

続きまして所有権移転です。2 - 1 ページをお開き下さい。

1 段目です。平成 29 年 12 月 1 日に所有権を移転するものです。地目畑、面積 1,597 平米、所有権を移転する者 1 人、受ける者 1 人です。

内訳については 2-2 ページを、詳細については 2-3 ページから 2-6 ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。3-1 ページをお開き下さい。

1 段目です。期間が平成 29 年 12 月 31 日から平成 34 年 12 月 30 日の 5 年間、地目田、面積 4,128 平米、地目畑、面積 83,662 平米、合計面積 87,790 平米、利用権の設定をする者 15 人、受ける者 1 人です。

2 段目です。期間が平成 29 年 12 月 31 日から平成 39 年 12 月 30 日の 10 年間、地目田、面積 3,881 平米、地目畑、面積 27,427 平米、合計面積 31,308 平米、利用権の設定をする者 10 人、受ける者 1 人です。

内訳については 3-2 から 3-3 ページを、詳細については 3-4 ページから 3-28 ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。それでは、担当委員の説明をお願いします。

#### ○6 番委員

6 番です。整理番号 1 について報告いたします。事務局の報告のとおり間違いありませんのでよろしくお願いたします。以上です。

#### ○9 番委員

9 番です。整理番号 2 について報告いたします。11 月 22 日に、借人の立会いの下、現地調査を行いました。借人は、引き続き安納芋とタマネギを作付する予定とのことでした。

また、貸人には電話にて更新内容を確認したところです。現在、貸人は車椅子を使用しており、農作業は困難な状態ですので、2 年間の更新ではありますが助かるという事でした。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

#### ○11 番委員

11 番です。整理番号 3 番と 4 番は利用権を設定する者が同一人ですので、まとめて報告します。整理番号 3 番の借人立会いの下、11 月 22 日に現地調査を行いました。借人は、認定農業者で畜産農家でもあるので牧草を作付するとのことでした。整理番号 4 番の借人は、農地所有適格法人の構成員になっている認定農家で、さとうきびを作付し広げていきたいとのことでした。貸人は、鹿児島在住のため、電話にて確認しております。許可相当と考えますのでご審議よろしくお願いたします。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。これについて質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

#### ○議長

はい、無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」1 番から 4 番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、利用権の設定 1 番から 4 番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

#### ○議長

続きまして「所有権の移転」1 番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いします。

#### ○14 番委員

はい、14 番です。利用集積計画②の所有権の移転につきまして報告をいたします。11 月 23 日

に現地調査をしております。整理番号1につきまして、所有権を移転する者に関しましては、譲受人であります農地所有適格法人の大規模農家の方に譲渡ということになっております。双方間違いありませんのでご審議よろしくをお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

はい、無いようですので採決をいたします。「所有権の移転」整理番号1番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので「所有権の移転」整理番号1番については原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。


○議長

続きまして「利用権の設定、農地中間管理事業分について」を審議いたします。先ほど事務局の方から説明がありました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

はい、無いようですので採決いたします。「利用権の設定、農地中間管理事業分について」は原案どおり承認する方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので「利用権の設定、農地中間管理事業分について」は原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了します。

会 長 藤田峰生 

12 番委員 河本アツミ 

13 番委員 石寺政和 